

# 空知教育センター組合公平委員会設置条例

昭和52年 2月15日

条 例 第 1 号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全なる実施を確保し、その目的を達成するため、同法第7条第3項の規定に基づき空知教育センター組合公平委員会を設置する。

## 附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年6月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター設置条例の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公告式条例の規定、第3条の規定による空知教育センター組合の議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第4条の規定による空知教育センター組合公平委員会設置条例の規定、第5条の規定による空知教育センター組合職員定数条例の規定、第6条の規定による滝川市の条例の準用に関する条例の規定、第7条の規定による空知教育センター組合特別会計条例の規定及び第8条の規定による空知教育センター使用条例の規定は、平成18年3月27日から適用する。